

第214期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月25日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

場 所

静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ 1階
コンベンションホールA

- ・会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、これまで書面でお送りしていた招集ご通知の全文は当社ウェブサイト等に掲載しております。次回の株主総会において書面での資料の送付を希望される株主さまは、基準日（2026年3月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。お手続き方法につきましては、当社株主名簿管理人又はお取引の証券会社までお問い合わせください。
- ・本通知には、書面交付請求をされていない株主さまも、お手元でも株主総会議案をご確認いただけるよう、株主総会参考書類（議案の内容等）の一部を抜粋し掲載しております。

株主総会への来場を希望される場合は、事前登録をお願いいたします。



スマートフォン等の端末からも登録いただけます
詳しくは7頁へ

「ネットで招集」で議決権行使が簡単に行えます



スマートフォン等の端末からも招集ご通知がご覧いただけます！

「QRコード」又は
<https://s.srdb.jp/8358/>
よりアクセスできます。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは5頁～6頁へ

あってよかった、
出会えてよかった、
と思われる存在でありたい。

どんなに時代が変わろうとも、どんなに時が経とうとも、
お客さま視点に立ったサービスを追求するとともに、
お客さまの人生に寄り添い、
必要とされる価値と、豊かな暮らしを提供します。



〈私たちの想い〉

私たちは、何よりもお客さまのことを考える銀行でありたい。

お客さまの声に真摯に耳を傾けて、スルガならではの付加価値を提供することで、お客さまから
「あってよかった、出会えてよかった。」と思われる存在を目指します。

お客さまに心から満足していただくためには、サービスを提供する社員がやりがいを感じていることが
不可欠です。

お客さまからだけでなく、社員にとっても、「あってよかった、出会えてよかった。」と思われる存在になりたい、
という想いを込めています。

目次

第214期定時株主総会招集ご通知	1
書面による議決権行使のご案内	4
インターネット等による議決権行使のご案内	5

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	8
第2号議案	監査等委員である取締役4名選任の件	17
第3号議案	取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件	25

<株主提案>

第4号議案	定款の一部変更の件（透明性の確保と隠蔽体質の改善について）	36
第5号議案	定款の一部変更の件（業務改善命令中の進捗状況の定期的な報告の義務化）	37
第6号議案	定款の一部変更（生成A Iを活用した客観的分析を導入し、経営の健全化と企業価値の向上について）	38
第7号議案	定款の一部変更の件（不正融資の利益に関して）	39
第8号議案	定款の一部変更の件（第三者によるガバナンス委員会の設置について）	40

証券コード：8358

2025年6月2日
(電子提供措置の開始日2025年5月26日)

株 主 各 位

静岡県沼津市通横町23番地



スルガ銀行 株式会社

取締役社長 加 藤 広 亮

第 2 1 4 期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第214期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.surugabank.co.jp/surugabank/investors/soukai/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスして、当社名（スルガ銀行）又は証券コード（8358）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

本株主総会においては十分なお席を用意しておりますが、会場前の混雑緩和及びご出席希望の株主さまの人数把握を目的として、当日の来場につきましては事前登録を推奨いたします。事前登録されなかった株主さまも当日ご入場いただけますが、万が一にも席が不足する事態となった場合には事前登録いただいた株主さまが優先されます。ご来場を希望される株主さまにおかれましては、インターネットでの事前申込をご検討ください。詳細は、本招集ご通知7頁をご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）営業時間の終了時（午後5時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、５頁から６頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、前述の行使期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

2. 場 所 静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ 1階 コンベンションホールA

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第214期（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
及び会計監査人並びに監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第214期（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件 |

〈株主さま（7名・議決権数362個）からのご提案（第4号議案から第6号議案まで）〉

- | | |
|-------|--|
| 第4号議案 | 定款の一部変更の件（透明性の確保と隠蔽体質の改善について） |
| 第5号議案 | 定款の一部変更の件（業務改善命令中の進捗状況の定期的な報告の義務化） |
| 第6号議案 | 定款の一部変更（生成AIを活用した客観的分析を導入し、経営の健全化と企業価値の向上について） |

〈株主さま（284名・議決権数526個）からのご提案（第7号議案、第8号議案）〉

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第7号議案 | 定款の一部変更の件（不正融資の利益に関して） |
| 第8号議案 | 定款の一部変更の件（第三者によるガバナンス委員会の設置について） |

第4号議案から第8号議案までは、株主さまからのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案のいずれにも反対いたしております。

4. 招集にあたってのご案内

- (1) 書面による議決権の行使の際に議案に対する賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとさせていただきます。
- (2) 書面による議決権の行使が重複してなされた場合は、当社は最後に当社に到達したものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いさせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を当社にご通知いただくことが必要となります。

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

- (1) 「当社の新株予約権等に関する事項」、(2) 「連結株主資本等変動計算書」、(3) 「連結計算書類の連結注記表」、(4) 「株主資本等変動計算書」、(5) 「計算書類の個別注記表」

よって、会計監査人及び監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、電子提供措置事項を記載した書面に記載の各書類のほか、各ウェブサイトに掲載している上記(1)～(5)となります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎代理人による議決権の行使が認められるのは、当社定款第18条により、議決権を有する他の株主さまに委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。代理人による議決権の行使のためには、代理権を証明する書面のご提出が必要です。

当日ご出席される株主さまへ

- | |
|--|
| ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙及び、事前登録いただいた株主さまに関しては、メールでご連絡する「ご来場座席番号通知」をプリントアウトしたもの又はスマートフォン等の画面上に表示したもの、会場受付にご提出又はご提示くださいますようお願い申しあげます。 |
| ◎議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。 |
| ◎開会前、開会後も含め、会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。 |
| ◎車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、筆談サポート等が必要な場合には、株主総会受付にお申し付けください。 |
| ◎ご出席の株主さまへのお土産は、第206期から廃止しております。 |

書面による議決権行使のご案内

行 使 期 限

2025年6月24日（火曜日）午後5時00分到着分まで

同封の「議決権行使書」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照ください。



議決権行使書の記載例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

会 社 提 案		
第1号議案 (ただし、下の候補者を除く)	第2号議案 (ただし、下の候補者を除く)	第3号議案
賛	賛	賛
否	否	否

株 主 提 案				
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

当社取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

会 社 提 案		
第1号議案 (ただし、下の候補者を除く)	第2号議案 (ただし、下の候補者を除く)	第3号議案
賛	賛	賛
否	否	否

株 主 提 案				
第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

第4号議案から第6号議案までは、株主さま（7名）からのご提案です。また、7号議案、8号議案は、株主さま（284名）からのご提案です。当社取締役会は、これらの議案に反対しております。詳細は、36頁～40頁をご参照ください。

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、議決権行使期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

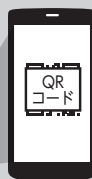
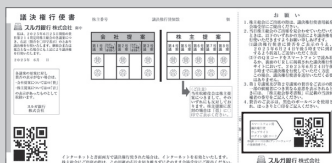
2025年6月24日（火曜日）
午後5時送信分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

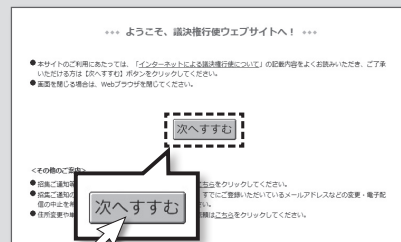
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



議決権行使ウェブサイトへのアクセス手順

1

議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次へすすむ」をクリック

4 ご注意事項

- ▶ 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料及び通信事業者への通信料金（電話料金等）などが必要となる場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。
- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本総会終了時まで大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否
をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

ウェブサポート
専用ダイヤル

 **0120-707-743**

受付時間：9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

機関投資家の 皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

来場事前登録のお願い

締切：2025年6月18日（水曜日）午後5時まで

「第214期定時株主総会」では、例年多数の株主さまにご来場をいただくことから、「会場前の混雑緩和」及び「出席を希望される株主さまの人数把握」を目的として、事前登録制（優先入場・座席指定）を採用させていただきます。

【事前登録制の概要】

- ・事前登録をいただいた株主さまが優先してご入場をいただけます。
- ・座席は指定席とさせていただきます。（事前登録をいただいた株主さまを対象に抽選で座席番号をご案内）
- ・事前登録をされなかった株主さまもご入場いただけますが、事前登録された方の指定席以降の座席のご案内となります。

出席を希望される株主さまは、下記の来場事前登録の方法をご参照のうえ、登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

登録は下記専用ウェブサイトにて受付いたします。（専用ウェブサイトを用いた方法に限らせていただきます。）

▶ 来場事前登録の方法

登録期間：6月18日（水曜日）午後5時まで

下記専用ウェブサイトにて受付いたします。

受付専用ウェブサイト：

<https://q.srdb.jp/8358/enquete.html>

スマートフォン・携帯電話からは右のQRコードを読み取ることでアクセス可能です。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 1 パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面に従い、
 - ・株主番号（議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字）
 - ・氏名
 - ・メールアドレス を入力の上、ご登録ください。
- 2 6月18日（水曜日）午後5時までに事前登録をしていただいた株主さまを対象に、6月19日（木曜日）に座席番号をメールにてご通知いたします。（座席番号は抽選となります）
なお、事前登録をされなかった株主さまは、事前登録の指定座席以降の座席へのご案内となります。

【事前登録に関するお問い合わせ先】

スルガ銀行株式会社 株主さまご相談窓口 0120-300-146（フリーダイヤル）

受付期間 2025年5月26日（月）から2025年6月24日（火）まで（午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く））

ご注意事項

- ・ご入場の際には「議決権行使書用紙」と別途6月19日（木曜日）にメールでご連絡する「ご来場座席番号通知」の2つをご持参ください。
（「ご来場座席番号通知」はメールのプリントアウトをご持参いただくか、スマートフォン・携帯電話等で通知画面を受付にてお見せください。予め画面キャプチャーなどで保存されることをお勧めします。）
- ・「議決権行使書用紙」と「ご来場座席番号通知」の内容が一致しない場合には指定座席以降の座席のご案内となります。
- ・座席番号につきましては6月19日（木曜日）にメールでご通知させていただきます。
- ・登録は株主さまお一人一度限り有効です。
- ・取得した個人情報につきましては、座席番号のご通知、お問い合わせへのご返信及びご本人の確認にのみ利用させていただきます。なお、その目的のために必要な業務を外部の協力会社に委託する場合を除いて、第三者に伝えることはありません。
- ・受付専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。

状況により当日の会場・運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.surugabank.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案、第2号議案及び第3号議案）

第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	かとうこうすけ 加藤 広 亮	代表取締役社長	重任 男性	17/17回 (100 %)
2	とやともき 戸谷 友 樹	代表取締役 専務執行役員 コミュニティバンク本部長	重任 男性	17/17回 (100 %)
3	つづみともあき 堤 智 亮	取締役 専務執行役員 コンプライアンス・リスク管理 本部長 兼 ＣＣＯ	重任 男性	17/17回 (100 %)
4	さとうふじお 佐藤 富士夫	常務執行役員 総合企画本部長	新任 男性	—/一回
5	たかはしなおき 高橋 直 樹	取締役	重任 男性	17/17回 (100 %)
6	くさきよりゆき 草木 頼 幸	社外取締役	重任 社外 独立 男性	17/17回 (100 %)
7	やまもとゆきてる 山本 幸 央	社外取締役	重任 社外 独立 男性	17/17回 (100 %)
8	いわきがわまさし 岩木川 雅 司	—	新任 社外 独立 男性	—/一回

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	か とう こう すけ 加 藤 広 亮 (1966年3月15日生) [重任] [男性] 取締役会への 出席状況 17／17回 (100 %)	1989年 4 月 日本生命保険相互会社入社 1997年 3 月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2003年 7 月 同社パートナー 2010年 1 月 同社シニア・パートナー&マネージング・ディ レクター 2013年10月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (現 アフラック 生命保険株式会社) 執行役員 2016年 1 月 同社常務執行役員 2018年 8 月 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社 (現 ソニー生命保険株式会社) 代表取締役社長 2020年 6 月 当社代表取締役副社長 C C O 総合企画本部・コンプライアンス統括部・シス テム部・市場金融部管掌 2022年 6 月 代表取締役副社長 総合企画本部・ソリューションビジネス推進本 部・市場金融部管掌 2023年 4 月 代表取締役副社長 2023年 6 月 代表取締役社長 (現職) 2023年 7 月 株式会社クレディセゾン 取締役 (現職) 現在に至る	0株
取締役候補者とした理由 企業経営者としての経験及び金融分野における深い知見、幅広いネットワークを活かし、中期経営計画第2フェーズの推進や当社の重要な経営課題にリーダーシップを発揮し取組んできた実績を踏まえ、引続き、当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	と や と も き 戸 谷 友 樹 (1966年3月11日生) ☒重任 ☒男性 取締役会への 出席状況 17／17回 (100 %)	1989年 4 月 当社入社 2006年 4 月 秦野支店長 2015年 4 月 カスタマーサポート本部パーソナルファイナンス部長 2016年 6 月 経営企画部キャスティング部長 2018年 9 月 執行役員 人事部長 2018年10月 執行役員 営業本部長 2019年 4 月 執行役員 営業本部長兼神奈川コミュニティ・バンク長 2020年 5 月 執行役員 営業本部長 2020年 6 月 取締役 営業本部・業務管理本部管掌 2022年 6 月 取締役 営業本部管掌 2023年 4 月 取締役 コミュニティバンク長 2023年 6 月 取締役 常務執行役員 コミュニティバンク長 2024年 4 月 代表取締役 専務執行役員 コミュニティバンク本部長（現職） 現在に至る	2,400株
取締役候補者とした理由 コミュニティバンク本部長として地元の静岡県、神奈川県のお客さまとの良質かつ長期的な関係構築に取組み、中期経営計画第2フェーズを推進してまいりました。 その実績を踏まえ、引続き、当社のお客さま本位の業務運営に基づく当社の企業価値向上に必要不可欠な人財であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	つつみ とも あき 堤 智 亮 (1966年11月23日生) 重任 男性 取締役会への 出席状況 17／17回 (100 %)	1990年 4 月 当社入社 2010年 4 月 経営企画部統合リスク管理部長 2013年 4 月 伊東支店長 2014年 4 月 経営管理部統合リスク部長 2017年 4 月 執行役員 審査部長 2018年12月 上席執行役員 審査本部長 2019年 6 月 取締役 上席執行役員 審査本部長 審査本部・融資管理本部・市場金融部管掌 2020年 6 月 常務取締役 審査本部・融資管理本部管掌 2022年 6 月 常務取締役 ＣＣＯ 審査本部・融資管理本部・コンプライアンス統 括部管掌 2023年 4 月 常務取締役 審査本部長 兼 ＣＣＯ 2023年 6 月 取締役 専務執行役員 審査本部長 兼 ＣＣＯ 2025年 4 月 取締役 専務執行役員 コンプライアンス・リスク管理本部長 兼 ＣＣＯ（現職） 現在に至る	3,300株
取締役候補者とした理由 信用リスクマネジメントにおける豊富な経験と高い知見を活かし、リスク・リターンの適正なコントロールを行っております。また、ＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）として、当社のコンプライアンス、お客さま本位の業務運営の徹底に取り組んできた実績を踏まえ、引続き、当社の企業価値向上に必要な不可欠な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	さ と う ふ じ お 佐 藤 富 士 夫 (1970年1月15日生) 新任 男性 取締役会への 出席状況 -/-回 (- %)	1994年 4 月 当社入社 2007年 4 月 静岡南支店長 2009年10月 富士鷹岡支店長 2018年 4 月 経営企画部コンプライアンス室部長 2018年 9 月 執行役員 経営企画部コンプライアンス室部長 2018年10月 執行役員 コンプライアンス統括部長 2022年 6 月 執行役員 総合企画本部副本部長 2023年 4 月 執行役員 総合企画本部長 2023年 6 月 常務執行役員 総合企画本部長（現職） 現在に至る	2,700株
取締役候補者とした理由 常務執行役員総合企画本部長として、経営企画・財務・リスクマネジメントなど幅広い分野にリーダーシップを発揮し、業務遂行に取り組んでおります。 コンプライアンス分野にも精通しており、お客さま本位の業務運営に基づく当社の企業価値向上に必要な不可欠な人財であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	たか はし なお き 高 橋 直 樹 (1950年8月5日生) 重任 男性 取締役会への 出席状況 17／17回 (100 %)	1974年 4 月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入 行 2003年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社 みずほ銀行）執行役員大阪営業第二部長 2004年 4 月 同行常務執行役員営業担当役員 2005年 4 月 株式会社クレディセゾン入社 顧問 2005年 6 月 同社常務取締役 2007年 3 月 同社戦略本部長 2010年 3 月 同社専務取締役 2011年 3 月 同社代表取締役専務 2012年 3 月 同社クレジット事業部長 2016年 3 月 同社代表取締役副社長 2020年 3 月 同社代表取締役（兼）副社長執行役員ＣＨＯ （現職） 2023年 6 月 セゾン投信株式会社 取締役会長（現職） 2023年 6 月 ブロードマインド株式会社 社外取締役 （現職） 2023年 7 月 当社社外取締役 2024年 6 月 当社取締役（現職） 現在に至る	0株
取締役候補者とした理由 当社の資本業務提携先である株式会社クレディセゾンの代表取締役として豊富な経験と高い見識を兼ね備え、また銀行の執行役員を務めた経験から銀行業務にも精通しております。それらの知見・経験を活かした監督と助言を受けることは、銀行とノンバンクの協業による独自性のあるリテール金融ソリューション事業の創造をはじめとした当社の企業価値向上に資するところが大きいと判断し、取締役候補者いたしました。			

(注) 1 当社は、高橋直樹氏が代表取締役兼副社長執行役員ＣＨＯを務める株式会社クレディセゾンとの間に、2023年5月18日付で資本業務提携を締結しております。なお、当社の総議決権数に対する株式会社クレディセゾンの所有議決権の割合は、19.10%になります。(2025年3月末時点) その他、高橋直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	くさ き より ゆき 草 木 頼 幸 (1958年3月31日生) 重任 社外 独立 男性 取締役会への 出席状況 17/17回 (100 %)	1980年 4 月 大和証券株式会社入社 2004年 5 月 大和証券 S B キャピタル・マーケッツ株式会社 執行役員 2007年 4 月 同社常務執行役員 2009年 4 月 大和証券株式会社専務取締役営業本部長 2012年 4 月 同社代表取締役副社長営業本部長兼大和証券グ ループ本社執行役副社長リテール部門副担当 2016年 4 月 株式会社大和総研ホールディングス代表取締役 社長兼株式会社大和総研代表取締役社長兼株式 会社大和総研ビジネス・イノベーション代表取 締役社長兼株式会社大和証券グループ本社執行 役副社長シンクタンク担当 2020年 4 月 株式会社大和総研ホールディングス（現 株式 会社大和総研）顧問 2020年 6 月 当社社外取締役（現職） 現在に至る	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を社外取締役及び指名・報酬委員会委員長として発揮しており、引続き、その知見を活かした監督と助言を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1 草木頼幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 草木頼幸氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。草木頼幸氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、草木頼幸氏との取引はありません。
- 3 草木頼幸氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって5年間です。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
7	やま もと ゆき てる 山 本 幸 央 (1953年6月3日生) 重任 社外 独立 男性 取締役会への 出席状況 17/17回 (100 %)	1977年 4 月 三井生命保険相互会社（現大樹生命保険株式会 社）入社 2004年 4 月 三井生命保険株式会社執行役員総務人事部門長 2006年 4 月 同社常務執行役員 2008年 6 月 同社取締役常務執行役員 2008年 7 月 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ 協会理事 2009年 4 月 三井生命保険株式会社代表取締役社長 社長執行役員 2013年 6 月 同社特別顧問 2014年 6 月 三機工業株式会社社外取締役 2014年 7 月 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ 協会常務理事 2015年 4 月 三井生命保険株式会社顧問 2016年 7 月 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ 協会専務理事 2020年 6 月 三機工業株式会社社外取締役取締役会議長 （現職） 2023年 6 月 当社社外取締役（現職） 現在に至る	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業経営者としての豊富な経験と幅広いネットワークに加え、人事・労務分野にも精通しております。当社の重要な経営課題に対して、それらの知見を活かした助言と監督を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1 山本幸央氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 山本幸央氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。山本幸央氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、山本幸央氏との取引はありません。
- 3 山本幸央氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって2年間です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
8	いわ き がわ まさ し 岩 木 川 雅 司 (1959年5月26日生) 新任 社外 独立 男性 取締役会への 出席状況 - / - 回 (- %)	1982年 4 月 日興証券株式会社（現 S M B C 日興証券株式会社）入社 1998年12月 同社 営業企画部長 2001年 3 月 同社 商品企画部長 2002年 3 月 同社 執行役員 商品本部共同本部長 2005年 2 月 同社 常務取締役 2006年 2 月 同社 専務取締役 2007年 2 月 日興コーディアル証券株式会社（現 S M B C 日興証券株式会社）専務取締役 2015年 4 月 S M B C 日興証券株式会社 代表取締役副社長 2018年 3 月 同社 副社長執行役員 2019年 6 月 同社 代表取締役兼副社長執行役員 2020年 3 月 同社 顧問 2020年 8 月 ヒューレックス株式会社 執行役員 2021年10月 同社 顧問（現職） 2022年 4 月 株式会社プロクレアホールディングス 社外取締役監査等委員（現職） 現在に至る	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有していることに加え、長年にわたる証券会社での経験や地方銀行の社外役員としての経験から金融業界全般に精通しております。それらの知見・経験を活かした監督と助言を受けることが、当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1 岩木川雅司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 当社と岩木川雅司氏との間にアドバイザリー契約が2025年5月末までありますが、当該取扱金額は年間5百万円未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。
- 3 岩木川雅司氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。岩木川雅司氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。

- (注) ・当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の取締役の選任が承認可決された場合は、当該保険契約を更新する予定であります。
- ・当社は、高橋直樹氏、草木頼幸氏及び山本幸央氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。高橋直樹氏、草木頼幸氏及び山本幸央氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
- ・岩木川雅司氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会にて決定しており、また、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	あき た たつ や 秋 田 達 也	取締役監査等委員	重任 男性	17／17回 (100 %)
2	なめ かた よう いち 行 方 洋 一	社外取締役監査等委員	重任 社外 独立 男性	17／17回 (100 %)
3	すず き もと こ 鈴 木 素 子	－	新任 社外 独立 女性	－／－回
4	さわ ゆ き こ 澤 由 紀 子	－	新任 社外 独立 女性	－／－回

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	あき た たつ や 秋 田 達 也 (1962年9月6日生) 重任 男性 取締役会への 出席状況 17/17回 (100 %)	1985年 4 月 当社入社 2005年 4 月 経営企画部統合リスク管理部長 2007年 4 月 清水支店長 2011年 4 月 執行役員 経営管理部長 2015年 4 月 執行役員常務 経営管理部長 兼 市場金融部所管 2018年 4 月 上席執行役員 経営管理部長 2018年10月 上席執行役員 総合企画本部長 2023年 6 月 取締役 監査等委員（現職） 現在に至る	16,200株
取締役候補者とした理由 財務・会計における豊富な経験と高い知見を活かし、常勤監査等委員として適法性の観点だけでなく、妥当性の観点からも適切な監査を行っており、当社の意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。この実績を踏まえ、今後も経営の監査・監督機能の強化に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	なめ かた よう いち 行 方 洋 一 (1969年3月21日生) 重任 社外 独立 男性 取締役会への 出席状況 17/17回 (100 %)	1996年 4 月 弁護士登録 1999年 8 月 メリルリンチ日本証券株式会社（現 B o f A 証券株式会社）入社 2003年 5 月 金融庁入庁 2008年 1 月 東京青山・青木・狛法律事務所入所 2009年 8 月 ブレークモア法律事務所入所 2013年 8 月 行方国際法律事務所 代表弁護士（現職） 2018年 6 月 当社社外監査役 2019年 3 月 L I N E 株式会社（現Aホールディングス株式会社）社外監査役 2019年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現職） 2020年 3 月 L I N E P a y 株式会社社外監査役（現職） 2021年 2 月 L I N E 株式会社 社外監査役 現在に至る	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としての職歴に加え、金融関連業務に精通し、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。取締役会議長として、的確かつ有効的な議事運営を行っており、当社意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。 また、旧経営陣との訴訟において、当社を代表し監査等委員として対応しております。この実績を踏まえ、今後もその経験を経営の監査・監督強化に活かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者行方洋一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。行方洋一氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。当社は、L I N E P a y 株式会社と決済サービスに関する取引がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。
- 3 行方洋一氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって6年間です。なお、監査等委員である取締役就任前の監査役の就任期間は1年間です。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	すず き もと こ 鈴 木 素 子 (1960年4月12日生) 新任 社外 独立 女性 取締役会への 出席状況 -/-回 (- %)	1985年 4 月 水口会計事務所入所 1990年 7 月 日本税理士連合会 税理士登録 1995年 4 月 鈴木素子税理士事務所 独立開業（現職） 現在に至る	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 当社本店所在地である沼津市において長年にわたって税理士事務所を経営しており、地域経済や地元企業の特性、現状に精通しております。税理士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有していることに加え、様々な公職等を歴任しており、その経験を経営の監査・監督強化に活かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

(注)

1

取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2

候補者鈴木素子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。鈴木素子氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は鈴木素子氏との取引はありません。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	さわ ゆ き こ 澤 由 紀 子 (1964年12月14日生) 新任 社外 独立 女性 取締役会への 出席状況 - / - 回 (- %)	1988年 4 月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入社 1988年 9 月 同社 情報開発部 1997年 9 月 メリルリンチ日本証券株式会社（現 ＢｏｆＡ証券株式会社）投資銀行部 アソシエイト／バイスプレジデント 2002年 7 月 ＪＰモルガン証券株式会社 投資銀行部エグゼクティブディレクター 2012年 3 月 味の素株式会社 コーポレート戦略部長 理事 2021年 6 月 株式会社ＫＯＲＴＵＣ 取締役ＣＦＯ 2024年 4 月 住友商事株式会社 投資アドバイザリー部 理事 副部長 現在に至る	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 銀行・外資系投資銀行・メーカー・商社など幅広い業界において、コーポレート戦略部門やM&Aアドバイザリー・資本市場部門での豊富な経験と知見を有しております。ベンチャー企業においてＣＦＯを務めるなど財務にも精通しており、その経験を経営の監査・監督強化に活かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者澤由紀子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。澤由紀子氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、澤由紀子氏との取引はありません。

- (注) ・当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の取締役の選任が承認可決された場合は、当該保険契約を更新する予定であります。
- ・当社は、行方洋一氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。行方洋一氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。
- ・鈴木素子氏及び澤由紀子氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス (予定)

各取締役が有する専門性、経験のうち、特に期待する分野は以下のとおりであります。

氏 名		性別	企業経営	リスク マネジメント	財務・ 会計	営業・ マーケ ティン グ	人材マ ネジメ ント	市場性 運用	コンプ ライア ンス・ 法務	ＩＴ・ デジタ ル	地域 社会・ 経済
監査等委員でない取締役	加藤 広亮	男性	●	●	●	●		●		●	●
	戸谷 友樹	男性		●		●	●				●
	堤 智亮	男性		●	●				●		●
	佐藤 富士夫	男性		●	●				●		●
	高橋 直樹	男性	●			●	●				
	草木 頼幸	男性	●			●	●				
	山本 幸央	男性	●		●		●				
	岩木川 雅司	男性	●			●		●			
監査等委員である取締役	秋田 達也	男性		●	●			●			●
	行方 洋一	男性		●					●		
	鈴木 素子	女性			●						●
	澤 由紀子	女性		●	●						

* 上記は各取締役が有する全ての専門性、経験を表すものではありません。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準について

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。

1. 当社又はその関連会社の業務執行取締役若しくは執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）、又は、その就任前１０年間に於いて当社又はその関連会社の業務執行者であった者
2. 当社の総議決権の１０％以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者である者
3. 当社又はその関連会社と重要な取引関係等がある会社又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者である者

※重要な取引関係等は、以下のいずれかに該当する取引等をいう。

(１) 直近の事業年度における、当社の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の２％以上である取引等

(２) 当社又はその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載され、かつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

※重要な子会社とは、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第１２０条第１項第７号）等の項目又はその他一般に公表する資料において「重要な子会社」として記載されているか否かによって判断する。

4. 当社又はその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去３年平均にて１，０００万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の２％以上を当社又はその関連会社からの受取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
5. 当社・連結子会社等の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
6. 当社・連結子会社等から過去３年平均にて年間１，０００万円又は当該法人・団体等の年間総費用の３０％のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
7. 上記２から６について、過去５年間に於いて該当する場合
8. 配偶者又は２親等以内の親族が上記１から６までのいずれかに該当する者
9. 当社又はその関連会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくはその子会社等の業務執行者である者
10. その他、当社の一般株主全体との間で上記１から９までで考慮されている事由以外の事情で、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

（ご参考）役員候補者の指名の方針・手続きについて

当社は、経営幹部、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の条件として、企業理念に共感し、当社の事業ビジョンを先導して企業価値を向上していくために、コンプライアンスの徹底、お客さま本位の業務運営の実現及び健全な組織風土・企業文化を醸成し、リーダーシップをとって経営にあたることや、当社の経営者としてふさわしい資質、能力及び知識・経験を備えていることとしています。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続については、客観性・透明性の高いプロセスとして、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）にて、候補者の経歴、実績、評価、会社の状況・業績等を踏まえ、十分に審議を行ったうえで取締役会へ勧告し、取締役会は、これを尊重し、監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を経て決定することとしています。

代表取締役の選任・解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会からの諮問に応じ、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）にて、候補者の経歴、実績、評価、適正について、十分な時間と資源をかけて審議を行ったうえで取締役会へ勧告し、取締役会はこれを尊重して決定することとし、客観性・適時性・透明性ある手続きとしています。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

1 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業務執行取締役（国内非居住者を除く。以下、「取締役」といいます。）の報酬は、「基本報酬」「賞与」及び「事後交付型株式報酬（PSU・RSU）」で構成されていますが、現行の株式報酬制度であるPSU（業績連動型株式ユニット）及びRSU（譲渡制限付株式ユニット）に代えて、信託を通じて当社普通株式の交付を行う事後交付型株式報酬の一つである信託型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）への切替えをお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決を条件として、2020年6月26日開催の第209期定時株主総会においてご承認いただきました現行の株式報酬制度に関する報酬枠を廃止し、以後、現行の株式報酬制度に基づく新たなユニット付与は行わないことといたします。また、本制度の対象となる取締役に対し現行の株式報酬制度により過去付与されたユニットのうち、これに相当する当社普通株式の交付及び金銭の給付が行われていないものにつきましては、本議案が承認可決されること、及び、本制度が開始されることを条件として、当該取締役において権利放棄することとし、現行の株式報酬制度からの移行措置として、放棄したユニットの目的となる株式数相当分のポイントを本制度において付与いたします。

本制度は、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識をより一層高めることを目的としておりますが、現行の株式報酬制度とは異なり、毎年の株価変動が当社の会計処理に影響を与えず、当社においてより安定的かつ効率的な株式報酬制度の運営を実現することが可能となるため、本制度への切替えをお諮りするものであります。

当社は、本議案をご承認いただくことを条件として2025年5月12日開催の取締役会において新たな取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、その概要は後記のとおりです。本議案は、当該方針に沿った取締役の個人別報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると考えております。なお、本制度への切替え後も、取締役の株式報酬に係る報酬水準や支給基準等の主な取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に変更はございません。

本制度への切替えにあたり、当社は報酬決定プロセスにおける透明性・客観性等を確保するため、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）における審議を経ております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の取締役の報酬体系は、「基本報酬」「賞与」及び「信託型株式報酬」により構成されることとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

2 本制度における報酬の額及び内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社普通株式が信託を通じて取得され、当社が掲げる中期経営計画の期間（以下、「対象期間」といいます。）を対象として、会社業績指標の達成度等に応じて、取締役に当社普通株式及び当社普通株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社普通株式等」といいます。）の交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）を行う制度です。なお、2026年3月31日で終了する事業年度から開始する当初の対象期間（以下、「当初対象期間」といいます。）は、現在の当社の中期経営計画「Re:Start2025第2フェーズ」の残存期間に対応した1事業年度を対象とします。

本制度は以下の2つに分類されます。

- (i) 対象期間中、事前に定める数のポイント（以下、「固定ポイント」といいます。）を毎年付与し、退任後に当社普通株式等の交付等を行う固定株式報酬（Restricted Stock、以下、「RS」といいます。）
- (ii) 対象期間中、事前に定める数のポイント（以下、「業績連動ポイント」といいます。）を毎年付与し、対象期間終了後の業績目標達成度に応じて0～150%の範囲で変動させ、退任後に当社普通株式等の交付等を行う業績連動株式報酬（Performance Share、以下、「PS」といいます。）

なお、取締役が当社普通株式等の交付等を受ける時期は、取締役の退任後（死亡による退任を含みます。以下、本議案において同じです。）とします。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社普通株式等の交付等の対象者	・ 当社の業務執行取締役（国内非居住者を除く。）
②当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・ 150百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額 ・ 当初対象期間（2026年3月31日で終了する1事業年度）については、1事業年度を対象として150百万円、その後の対象期間については、中期経営計画の対象となる事業年度が3事業年度の場合、3事業年度を対象として450百万円 ・ ただし、当初対象期間（2026年3月31日で終了する1事業年度）においては、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として取締役に付与するポイントにかかる当社普通株式の取得原資として600百万円を上限とする金員を別途拠出

③取締役に交付等が行われる当社普通株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	・取締役に対象期間中に付与されるポイントの総数の上限は、400,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じたポイント数（株式数） ・当初対象期間（2026年3月31日で終了する1事業年度）については、1事業年度を対象として400,000ポイント（400,000株相当）、その後の対象期間については、中期経営計画の対象となる事業年度が3事業年度の場合、3事業年度を対象として1,200,000ポイント（1,200,000株相当） ・ただし、当初対象期間（2026年3月31日で終了する1事業年度）においては、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として、取締役に260,000ポイント（260,000株相当）を上限とするポイントを別途付与
④当社普通株式の取得方法（下記(2)のとおり。）	・当社普通株式は株式市場又は当社（自己株式処分）から取得 ・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.21％ ・なお、当初対象期間については株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
⑤PS部分における業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・対象期間終了後の業績目標（当初対象期間においては、連結当期純利益等）の達成度に応じて0～150％の範囲で変動
⑥当社普通株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）

(2)当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間毎に取締役の報酬として拠出される信託金の上限を、150百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額としたうえで、かかる信託金を取締役の報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者として当該対象期間に対応する期間の信託（以下、「本信託」といいます。）を設定します。ただし、当初対象期間において、上記金額に加えて、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として付与されるポイントにかかる当

社普通株式の取得原資として、別途600百万円を上限とする金員を本信託に拠出するものとします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社普通株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は取締役が受益者要件を充足した場合に当社普通株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、本信託の信託期間を、その時点において当社が掲げる中期経営計画に対応する期間と同期間延長し、当該中期経営計画に対応する事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認を受けた範囲内で金員を追加拠出し、引続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社普通株式等の交付等を継続します。この信託期間の延長は、一度に限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社普通株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社普通株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、当社普通株式とあわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、150百万円に対象期間の事業年度を乗じた金額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（上記信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に対する当社普通株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3)取締役に交付等が行われる当社普通株式等の数の算定方法及び上限

対象期間中、各取締役に対して毎年一定の時期に、毎事業年度における役位等に応じて、RSである「固定ポイント」と、PSである「業績連動ポイント」をそれぞれ付与します。なお、業績連動ポイントは対象期間終了後の業績目標（当初対象期間においては、連結当期純利益等）の達成度等に応じて0～150%の範囲で変動します。

ただし、当初対象期間については、本信託の設定後、遅滞なく、本制度への切替えに伴い事後交付型株式報酬としてのユニットを放棄した取締役に対して、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として、放棄したユニットの目的となる株式数相当分のポイントを別途本制度において付与します。なお、このうち、現在の中期経営計画期間中に付与された業績連動ユニットに相当する部分に関しては、現在の中期経営計画の終了後に業績目標（連結当期純利益等）の達成度に応じて業績連動係数（0～150%）を乗じて変動するものとします。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役の退任後にポイントの累積値（以下、「累積ポイント」といいます。）に応じて当社普通株式等の交付等を行います。

なお、1 ポイントは当社普通株式 1 株とします。ただし、対象期間中に当社普通株式の株式分割・株式併合等によるポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社普通株式数の調整がなされます。

取締役に対象期間中に付与されるポイントの総数の上限は、400,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じたポイント数を上限とします。このポイントの上限は、上記の当社が拠出する金員の上限を踏まえ、当社の株価推移等を参考に設定しています。ただし、当初対象期間については、かかるポイントの総数とは別に、事後交付型株式報酬制度からの移行措置として、260,000ポイントを上限とするポイントを付与します。

(4)取締役に対する当社普通株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社普通株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社普通株式（単元未満株式は切り捨て）の交付を受け、残りについては本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社普通株式について、その全てを本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5)クローバック・マルス制度

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、取締役会における決議により、当該取締役に対して、株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収、又は既に交付等を行った当社普通株式等相当の金銭の全部もしくは一部の返還請求を求めることができるものとします。

(6)本信託内の当社普通株式に関する議決権の取扱い

本信託内の当社普通株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7)本信託内の当社普通株式に関する配当の取扱い

本信託内の当社普通株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(8)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

本制度への切替えについて、本株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条

件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記同様に、事後交付型株式報酬制度（PSU・RSU）から信託型株式報酬制度への切替えを行う予定です。

（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社は、報酬ポリシーを定めており、本議案の承認可決を条件として、以下のとおり、報酬ポリシーを改定いたします。

<報酬ポリシー>

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会決議により、以下のとおり報酬ポリシーを定めております。

1. 経営方針

当社は、“お客さま本位の業務運営の先にある当社が目指す姿”、“そのために追求すべきこと”を検討した結果、「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」と表現する新たな企業理念に至りました。

お客さま本位の業務運営を徹底し、当社の強みであるリテールバンキングを通じた独自の価値提供によりお客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供することができる“新しいスルガ銀行の姿”の創出を目指します。

2. 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬を上記の経営方針を実現するための位置づけとし、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

- ・当社グループの業績や株式価値との連動を重視し、短期的な業績のみならず、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高める制度とします。
- ・経営方針の実現を担う優秀な人材を社内外から確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、全てのステークホルダーの皆さまから信頼される報酬制度とします。
- ・具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、常に適切な報酬制度であり続けるよう継続して検討します。

3. 報酬ガバナンス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経たうえで、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討するこ

とします。

取締役会は、個人別の報酬額について、指名・報酬委員会に原案を諮問するとともに、代表取締役社長に対し、個人別の報酬額の具体的内容を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することを委任するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の目標達成度等を踏まえた賞与の評価配分、株式報酬の基準額及び業績連動の内容とします。また、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該諮問による答申の内容を踏まえた決定をしなければならないこととします。

4. 報酬水準

役員報酬の水準については、上記の基本方針に基づき適正な水準になるよう決定しております。具体的には、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、外部調査機関の提供するデータベースを定期的に確認し、同業他社（地方銀行）や利益水準が同規模である企業の役員報酬水準を参考に決定します。

5. 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬（金銭）」、短期インセンティブ報酬としての「賞与（金銭）」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬（株式）」の3部構成とします。また、報酬構成の標準モデルは、基本報酬60%、賞与20%、株式報酬20%を原則としますが、各役員の役割や役位によっては、会社業績及び企業価値向上へのコミットメントをより強める観点から、インセンティブ報酬の比率を高める設計とすることで、中長期的な企業価値の向上を後押しするための報酬構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、過度なリスクテイクを防止し、取締役を適切に監督する観点から、業績には連動させず、「基本報酬」のみで構成されます。

6. 報酬項目の概要

<基本報酬>

職責の大きさに応じて役割や役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

<賞与>

年度ごとの当社グループの会社業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、原則、事業年度終了後3ヵ月以内に支給します。本報酬は、各役員の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動します。

<株式報酬>

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与及び株主との利害意識の共有を促すことを目的として、原則として退任時に支給します。

株式報酬は、中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動（Performance Share）部分と、株主との利害意識の共有を促す非業績連動（Restricted Stock）部分により構成され、業績連動部分の割合はおおむね5割以上とします。

- ・業績連動（Performance Share）

中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を指標とし、目標達成度等に応じて0～150%の範囲内で変動します。

- ・非業績連動（Restricted Stock）

株主価値との連動を一層促すため、交付株式数固定の株式報酬として支給します。

なお、本制度は、対象者に対して毎年一定の時期に、役位等に応じて、業績連動部分及び非業績連動部分にかかるポイントをそれぞれ付与し、退任時に、当社が設定した信託を用いて、ポイントの累積値に相当する当社株式を交付するものです。業績連動部分にかかるポイントは、中期経営計画の期間の終了後に、中期経営計画における業績目標の達成度に応じて業績連動係数を乗じて変動します。

7. 株式報酬の没収（クローバック・マルス）

過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、株式報酬の全部又は一部の没収を求める条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を株式交付規程に制定いたします。

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済み株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

8. 情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、ディスクロージャー・ポリシーに基づき、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示します。また、株主や投資家の皆さまとのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

以 上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針について

当社は、企業理念「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」の実現に向けて、役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を制定し、実践することにより、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営の実現、健全な組織風土・企業文化の醸成に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に取り組み、株主の権利・平等性の確保に努めます。
2. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。
取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全で倫理的な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
3. 「誠実かつ公正で透明性のある企業活動」を当社社員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章の一つとして掲げ、法令やルールのみならず社会規範や銀行の公共性に鑑みた誠実な行動を行います。当社は、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行います。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。
4. 監査等委員会設置会社制度のもと、取締役会の監督機能を図るとともに、監視体制の強化を通じて、経営の透明性・客観性を高めてまいります。また、内部統制システム構築の基本方針に基づき、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するための体制を整備します。
5. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。取締役・執行役員は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

(ご参考) 政策保有株式に関する方針

■ 政策保有に関する方針

- ・当社は、取引先との十分な対話を経たうえで、政策投資目的で保有する株式（以下「政策保有株式」といいます）の残高削減を方針とします。
- ・当社は、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、政策保有株式を保有します。
- ・取締役会は、全ての政策保有株式について、保有の意義、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証し、保有の適否を判断します。
- ・当社は、当社株式を政策保有株式として保有している取引先企業から当社株式の売却の申出があった場合、当該企業との取引を縮減することやその他の取引に関する制限を示唆することなどにより、売却を妨げる行為は行いません。

【政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額（2024年度末）】

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	24	50,928
非上場株式	71	1,057

■ 政策保有株式の削減目標

- ・当社は、2028年度末を目処に政策保有株式の貸借対照表計上額の合計額を連結純資産の10%以内まで縮減させることを目指します。
- ・2023年度以降の削減額（売却総額）
政策保有株式 38億円 みなし保有株式 160億円

※連結純資産比率の目標は、みなし保有株式を除くものですが、みなし保有株式についても削減を進めております。

■ 個別株式の保有適否に関する検証

- ・当社は、全ての政策保有株式について、個別に中長期的な視点からの成長性・収益性、取引関係強化等の定性的な必要性及び資本コスト等の定量的指標に基づく経済合理性（リスク・リターン）を、取締役会等で検証してまいります。

■ 政策保有株式に係る議決権行使基準

- ・当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、発行企業の経営方針、ガバナンス、業容などを勘案したうえで、当社にとっての中長期的な経済合理性の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、当社は議決権の行使にあたり、企業価値の大きな毀損につながることが想定される議案や、特別な注意を要するときは、必要に応じて個別に発行企業との対話等を行い、賛否を判断しています。

(ご参考)

【ダイバーシティ（女性の活躍などの多様化）への対応について】

女性の活躍推進

- (1) 役職者（※1）に占める女性比率の向上
 - (2) 女性社員の中長期的なキャリア形成支援（社内人材育成プログラムの実施・社外研修への派遣）
 - (3) パートタイマー等に対し、正規雇用への転換試験を実施しキャリアアップを支援
 - (4) ロールモデルを示し、働き方の多様性を広げるため、様々なテーマにおける勉強会を定期開催
- ※1：役職者の定義は当社職位アシスタントマネージャー以上とする

<女性活躍推進行動計画>

項目	内容
計画期間	2023年4月1日～2026年3月31日
目標	① 役職者に占める女性社員比率30%以上を維持する。 ② 男女の平均勤続年数の差異80%以上とする。
主な取組内容	(1) 女性社員の長期キャリアを形成するため、家庭と仕事の両立を支援する。 (2) 女性社員の管理職育成を目的とした取組み

<行動計画実施状況>

行動計画 目標項目	2025年3月時点（2024年3月時点）
役職者に占める女性社員比率	32.3%（31.9%）
男女の平均勤続年数の差異	88.5%（88.5%）

<参考指標>

項目	当社数値	() 内昨年度	基準等 ※4
(1) 管理職（※2）に占める女性比率 ※3	17.1%	(15.7%)	20%以上
(2) 採用者に占める女性の割合	33.3%	(42.9%)	20%以上
(3) 正規雇用への転換数	14名	(13名)	

※2：管理職の定義は当社職位 マネージャー以上

※3：女性活躍推進法において公表が義務付けられている基礎項目

※4：厚生労働省の一般事業主行動計画策定時における目安

【スルガ版 働き方改革の実績と方向性】

- 社員のワークライフバランス実現と環境に配慮した経営の実現に向けて
 - (1) 結婚や配偶者の転勤、育児・介護に伴う勤務地変更希望者への対応
 - (2) 育児・介護休業制度の拡充（短時間勤務等の活用により、育児・介護期間の柔軟な働き方の実現）
 - (3) 育休取得者に対するスムーズな職場復帰支援（外部eラーニングによるスキルアップ支援等）
 - (4) 男性の育休取得推進（育児支援のための特別有給休暇制度の利用推進、取得しやすい環境を整備）
 - (5) 社内の研修サイトにて、ダイバーシティや育休への理解を深めるための研修動画を掲載
- 適正な労働時間管理による社員の働き方の改善、社員の心身の健康維持に向けて
 - (1) パソコン使用時間の制限（システム管理）
 - (2) 時差出勤制度の利用促進・有給休暇の取得促進
 - (3) 業務革新における業務の効率化推進
 - (4) 年8回のライトダウンに加えて部署別ライトダウンを実施(四半期に1回以上)・年2回の定時退社週間の実施
 - (5) 全部室店にて行うストレスチェックによりメンタルセルフケアの促進

株主提案（第4号議案から第6号議案まで）

第4号議案から第6号議案までは、株主さま（7名）からの提案によるものであります。なお、その議決権の数は、362個であります。

各議案の「提案理由」は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも**反対**しております。

第4号議案 定款の一部変更の件（透明性の確保と隠蔽体質の改善について）

1. 議案の要領

当社が開示する融資審査資料（預金通帳等）の隠蔽を禁止し、顧客の要請に応じて正確な情報を提供すること、また当社関係者が裁判所で虚偽の証言をしないこと、調停においても真実を報告する旨を定款に定める。

2. 提案の理由

当社は、顧客要請に基づき開示する融資審査資料において、当社社員が顧客の預金通帳の原本を確認した旨の証跡を白塗りして開示し、社員による確認証跡がなかったかのように隠蔽し、不適切な情報操作をしている。また、当社が公表した「シェアハウス以外の投資用不動産向け融資についての対応状況」では、融資経緯の解明に積極的に協力すると明言しているが、当社の問題となる証拠を調停に提出していない。このような、発言と行動の不一致が当社のレピュテーションリスク等を高めている。また、当社関係者が裁判所で証人尋問を受けた際に真実を誤魔化すような発言を行い、裁判長から警告を受ける事態が発生した。このような行為も偽証罪の適用リスクを孕み、ひいては銀行の信用を大きく毀損する要因となる。よって、当社が開示する融資審査資料の不適切な隠蔽を禁止し、当社および関係者が裁判や調停で真実のみを証言することを定款に明記する必要がある。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会としては、以下の理由から本議案に 反対 いたします。
-----------	---

当社は、融資審査資料等についても、法令等や裁判所の要請等に沿って、また、守秘義務や個人情報保護等を遵守することを前提に、公正な情報開示を行っておりますので、ご提案のような内容を定款に定めることは不要と考えております。また、当社関係者が裁判所で虚偽の証言をしないことや調停においても真実を報告すべきことは、当社関係者個人が負う法律上の義務の履行に関する事項であり、これを当社の定款で規定することは適当ではないと考えております。

第5号議案 定款の一部変更の件（業務改善命令中の進捗状況の定期的な報告の義務化）

1. 議案の要領

金融庁から業務改善命令を受けている間、金融庁に報告している業務改善命令に関する進捗状況に関して、株主および投資家に対し定期的な報告を行う事を定款に定める。

2. 提案の理由

当社が2018年10月に業務改善命令の行政処分を受けてから6年半が経過したものの、依然として解除に至っていない。この事実は、当社が第三者委員会による調査報告書の内容や行政処分に対して真摯に向き合っているとは到底言い難い状況であることを物語っている。

システムトラブルを頻発し業務改善命令を受けたみずほ銀行は、行政処分が解除されるまでの間、金融庁への報告内容を3ヶ月ごとに定期的にホームページ上で公開することで、取り組み状況を「見える化」し、透明性を確保していた。しかし、当社は同様の取り組みを行わず、業務改善命令への対応が依然として不透明であることは深刻な問題である。

業務上の秘密性が高い箇所については除外しつつ情報を公開することは十分可能である。本来、企業として自主的に開示すべき情報であるにもかかわらず、これを実施しない姿勢は社会的責任を著しく欠くものである。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会としては、以下の理由から本議案に 反対 いたします。
-----------	---

業務改善命令については、当社は業務改善計画を金融庁に提出するとともに公表し、その計画に沿って取り組みを進めております。そのうえで、当社は、法令及び証券取引所の規則等に従って適時適切に情報開示を行っておりますが、業務改善命令に関する金融庁との具体的なやりとりについては守秘義務の対象となっていることから、定款で、法令等の基準を超えた過剰な情報開示義務を規定することは、円滑な業務運営の観点から適切ではないと考えます。

以上から、本議案のような定款変更は適当ではないと考えております。

第6号議案 定款の一部変更（生成AIを活用した客観的分析を導入し、経営の健全化と企業価値の向上について）

1. 議案の要領

企業としての先進性を高め、そのことを社外にアピールするために、経営戦略の立案において生成AIを活用し、更なる企業価値向上を目指す旨を定款に定める。

2. 提案の理由

当社は、経営上の最重要の経営課題である不正融資問題の抜本的解決と、6年半以上も継続している業務改善命令の解除を実現するため、新たなアプローチを導入すべきである。具体的には、第三者委員会調査報告書で明らかになった不正融資の実態を、生成AIを活用して整理・分析し、客観的かつ最適な解決策を導き出す仕組みを構築する。

生成AIの活用により、人的バイアスや保身、事実の歪曲を排除し、データに基づいた公正な意思決定が可能となる。また、AIが導き出した改善策を経営陣が実行し、その進捗を定期的に公表することで、透明性を高め、投資家や顧客の信頼回復に繋げる。

本提案は、業務改善プロセスの革新を促進し、ガバナンス強化と経営の健全化を実現するものである。加えて、先進的技術の活用により、企業としての社会的責任を果たしながら持続可能な成長を目指す姿勢を示すことで、メディアや投資家からの評価向上が期待できる。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会としては、以下の理由から本議案に 反対 いたします。
-----------	---

当社は、すでに様々な業務において生成AIを導入し、業務効率化を進めており、その取組状況については統合報告書やIR資料にて公表しております。また、生成AIを含む先進的技術の進歩に伴い、その活用可能性については、ご提案の「経営戦略の立案」における活用なども含め、今後も継続的に検討してまいりたいと考えております。しかしながら、定款は当社の基本的な準則を定めるべきものであるところ、先進的技術の利用方法等については、環境の変化に応じて適時・適切に見直されるべきであることから、本議案のような定款変更は適当ではないと考えております。

株主提案（第7号議案から第8号議案まで）

第7号議案から第8号議案までは、株主さま（284名）からの提案によるものであります。なお、その議決権の数は、526個であります。

各議案の「提案理由」は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも**反対**しております。

第7号議案 定款の一部変更の件（不正融資の利益に関して）

1. 議案の要領

不正融資により得た利益は全額放棄し、債務者への弁済に充てる旨および今後は不正融資の利益を受け取らない旨を定款に定める。不正融資による金利・手数料収入を開示し、関与した役職員に報酬・賞与の返還を求める。

2. 提案の理由

当社は、2019年5月15日に公表した全件調査報告書において、シェアハウス以外の「改ざん・偽造等の不正が認められた案件」および「改ざん・偽造等の不正の疑いがある案件」が37,907件中6,927件と、全体の18%にのぼる極めて高い割合を占めていることを確認している。この事実は、不正融資から発生した債権に基づく金利収入が現在もなお搾取され続けていることを示している。

融資審査資料の改ざんを認識しつつも融資を継続した当社の責任は極めて重大である。この不正から生じた利益を引き続き保持することは、社会的正義に反するものであり、決して許容されるべきではない。よって、これらの利益を債務者への弁済に充当することとする。

さらに、不正融資から得た利益の総額を開示し、IR情報を通じて弁済計画を明示することと、不正の清算を定款に明文化し、経営の透明性を確保することによって、企業価値の向上を実現することができる。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会としては、以下の理由から本議案に 反対 いたします。
-----------	---

ご提案の「不正融資により得た利益」というのは、その定義が不明確であり、定款に規定する内容として適当ではないと考えます。また、当社は、債務者に対して不法行為責任が成立することが認定された場合は、適正な手続きを経て損害賠償金等の支払義務に応ずる考えですが、他方で、適正な手続きを経ていない損害賠償金等の支払いや債権の放棄は、株主共同の利益を害することとなるため、本議案のような定款変更は適当ではないと考えております。

第8号議案 定款の一部変更の件（第三者によるガバナンス委員会の設置について）

1. 議案の要領

不正融資問題の再発防止と企業統治の強化を目的とし、独立した第三者によるガバナンス委員会を設置する旨を定款に定める。

2. 提案の理由

「銀行内の不正がお客さまに対する不法行為に結びつくかは、不法行為の有無、当社の関与等を個別案件ごとに判断していく必要があると考えている。」これは当社の第213期定時株主総会における、株主からの質問「弁護士協議のなかで『不正はあったが不法はなかった』という発言があったと聞いた。スルガ銀行として、この発言についてどう考えているのか。」に対する佐藤常務執行役員の回答である。

銀行内で不正行為が認められていたとしても、不法行為がない限り問題がないかのような発言は、一般社会の倫理観と大きく乖離し、コンプライアンス意識の欠如を露呈する極めて重大な問題である。このことは、銀行業が社会的信頼を基盤に成り立つことを全く理解していないかのように受け止められ、当社の信用を著しく損なう。これを防ぐため、独立した第三者によるガバナンス委員会を設置し、不正防止の統制を強化する必要がある。

【当社取締役会の意見】

反対	当社取締役会としては、以下の理由から本議案に 反対 いたします。
-----------	---

当社は2019年に監査等委員会設置会社へ移行するとともに、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置するなど、コーポレートガバナンスの強化を継続的に図っております。現在の体制やその評価については、統合報告書及び事業報告書の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」に記載のとおりであり、当社のコーポレートガバナンスは有効に機能していると考えております。このため、現体制に加えて、ご提案の「独立した第三者によるガバナンス委員会を設置する」こと及びその旨を定款に定める必要性はなく、本議案のような定款変更は不要であると考えております。

以 上

定 時 株 主 総 会 会 場 ご 案 内

会 場：静岡県沼津市大手町 1 丁目 1 番 4 号
プラサ ヴェルデ 1 階
コンベンションホールA

最寄り駅のご案内

JR沼津駅北口より徒歩約3分

新幹線は三島駅にて東海道本線に乗換え、沼津駅下車でございます。



ご注意

- 駐車場のスペースに限度がありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、筆談サポート等が必要な場合には、株主総会受付にお申し付けください。
- 施設への入館は、午前8時30分からとなります。